

大谷學報

第三十八卷 第四號

昭和三十四年三月三十一日 發行

元代僧徒の免囚運動	野上俊靜	(一)
バルザックの世界	岩見至	(二)
廻向に就て	廣瀬果	(三)
自己表現の教育	藤武	(三六)
マイスター・エックハルト	坂エルンスト・ベンツ	譯(五)
真宗同學會大會要旨		(七一)
新刊紹介		(四)
寄贈交換誌名		(五)
彙報		(六)
大谷學報第三十八卷總目錄		(101)

大 谷 大 學
大 谷 學 會

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHOLOGY AND CULTURAL SCIENCE)

CONTENTS

Articles:—

- Buddhist of the Yüan Period and Release of Prisoners.....*Shunjō Nogami*
- Balzac's World*Itaru Iwami*
- On "Pariṇāmana"*Hajime Hirose*
- Education of Self-Expression*Takeshi Fuji*
- An Introduction to Meister Eckhart*Erunst Benz*
Hiroshi Sakamoto
- Annual Reports of Shinshū Dōgakukai
- Book Reviews
- Reports

大谷學會會則

理する

二、理事は會長を補佐する

大谷學會役員

第一條 本會を大谷學會と稱し、事務所

を大谷大學内に置く

第二條 本會は佛教學・哲學・史學・文

學並びにこれに關連する諸般の研究

及びその發表を目的とする

第三條 本會の會員は大谷大學教職員・

學生及び本會の趣旨に贊同する者と

する

第四條 本會は左の事業を行う

一、「大谷學報」(年四回)及び

「大谷大學研究年報」を發行する

二、毎年春秋二回公開講演會を開く

三、隨時研究會を開催する

四、その他圖書の出版等必要な事業

を行う

第五條 本會に左の役員を置く

一、會長 一名

二、理事 二名

三、委員 十名

第六條 役員の任務を左の通り定める

一、會長は本會を代表し、會務を統

附則

本會則は昭和二十七年四月一日
から實施する
以上

を分掌する

三、委員は編集・庶務・會計の事務

會長 正親含英

第七條 役員の選出及任期を左の通り定

めゐる

一、會長は大谷大學々長がこれに當

る

二、理事は大谷大學々務部長庶務部

長並びに圖書館長がこれに當る

三、委員は大谷大學教授・助教授の

互選により、その任期は二年とす

る

第八條 會員は「大谷學報」及び「大谷

大學研究年報」の配布を受け、本會

主催の會合に出席することが出来る

第九條 會員は會費として年額金七百圓

を納めるものとする

第十條 本會則は大谷大學教授會の決議

によらなければ變更する事が出來な

い

編集兼
發行者 舟橋一哉
印刷者 西村七兵衛
昭和三十四年三月三十一日發行
京都市北區小山上總町
大谷大學内

大 谷 學 會